

## 過労死防止法を力に根絶に向け新たな挑戦を 厚生労働省主催ー過労死等防止岡山シンポに72人

11月28日岡山市内で厚生労働省主催のシンポジウムが開かれ72人が参加しました。

岡山労働局佐々木基準部長の主催者挨拶に続き、岡山の過労死事案について2人の弁護士が報告しました。

### 困難を突破し認定基準を改善させた裁判闘争

清水善朗弁護士は、1988年大阪の「過労死110番」が社会的注目を受け、89年岡山でも21件の電話相談を受けた。同年、弁護士有志による過労死研究会を立ち上げ、90年労組、医療団体、弁護士等が参加し「岡山労災職業病過労死連絡センター」が結成され、95年「岡山過労死家族の会」も結成された。故南雲與志郎医師ら医療従事者が全国の事案の意見書作成に関与する等の活動もあった。



講演する清水善朗弁護士 11月28日

取りくみ始めた当初は、苦勞して調べた労働実態が無視され使用者の言い分だけを採用する、基礎疾患の悪化を見ようとしない、遺族が途中で断念するなど長いトンネルがあった。

しかし地道な活動で、K市職場対抗ソフトボール大会での心筋梗塞死の高裁での逆転判決、市民病院研修医の公務災害支部審査会での逆転認定などの成果が生まれ、私立学校教師の

脳出血死事件では、労災は認定されていたが使用者の安全配慮義務違反を迫及する損害賠償請求を行い勝訴してその後の損賠請求の先駆的役割を果たせた。

K製鉄所の掛長の自殺事件では、当時自殺は自己責任とされていた。労災申請と損賠訴訟を同時に起し裁判での証拠を労災に提出し、審査会で労災認定され、電通事件の勝利和解の風も受けて、企業の謝罪と満額賠償の和解を勝ち取った。

こうした闘いで直前の極端な過重労働等しか認めなかった脳心臓疾患の認定基準、自殺の業務起因性を認めなかった基準を改善させたと話しました。



講演する山本勝敏弁護士 11月28日

### 焼身自殺事件ー認定基準の枠を超えて勝訴

山本勝敏弁護士は、B市介護施設の介護員が、先輩生活相談員から叱責を受け焼身自殺した事件の労災認定訴訟について報告。労災認定基準では、ア)「業務指導の範囲を逸脱し」「人格や人間性を否定する言動」が「執拗に行われた」場合、イ) (業務指導の範囲内で)業務をめぐる方針等において、大きな対立が上司と

の間に生じ、業務に大きな支障を来した場合をストレス脆弱性理論で認定する。しかし裁判所は厚労省の基準以外でもパワハラを認定している。「業務と死亡との相当因果関係は、その傷病が当該業務に内在する危険が現実化したものと評価しうるか否かによる」(最高裁一業務内在危険現実化説)とする。

裁判では、これを踏まえて厚労省の認定基準は行政運用基準であり、個別の事案に即して相当因果関係を判断すべきと主張した。判決は認定基準には触れなかったが、「被害者の能力や精神状態を考慮することなく繰り返された叱責は、社会通念上、精神障害を発症させる程度に過重であった」として業務起因性を認定し、常識的な判断だったと話しました。



父親の過労自殺事件を話しする中上氏

**裁判で会社の安全配慮義務を認めさせる**  
岡山過労死を考える家族の会中上裕章会長

は、父親がいじめと長時間労働で過労自殺した事件で労災認定はされなかったが、損害賠償訴訟で会社の安全配慮義務を認めさせて勝利和解し、父の無念を明らかにしたと発言しました。



講演する岩城穰事務局長 11月28日

#### 防止法を生かして根絶へ新たな挑戦を

過労死等防止対策全国センターの岩城穰事務局長は、自ら大阪の過労死110番に参加して以降、過労死事件をライフワークにして来た経過を話し、戦前の女工哀史の時代から過労自殺はあり、現在過労死ラインを超える労働者、業務・パワハラによる心理的ストレスを感じている過労死予備軍は相当数あると指摘。四半世紀を超える過労死遺族たちの闘いによって過労死等防止対策法が成立し、大綱が制定された。これを生かして運動をさらに強め、過労死を根絶する新たな挑戦をしよう と話しました。

## 働くもののいのちと健康を守る岡山県センター総会

日時 2016年1月23日(土) 10-12時

場所 岡山労働福祉事業会館(旧労金ビル) 5階

### ① 県労会議健康講座

## 講演「ストレスチェックの内容と活用」(仮題)

講師 谷原 弘之氏 臨床心理士

岡山EAPカウンセリングルーム

### ② 2016年度県センター総会

- ・ 2016年度方針(案)
- ・ 決算および予算(案)
- ・ 役員選出

